

子どもの心のケアに係る総合拠点(仮称)開設準備委員会設置要綱

(目的)

第1条 本県における発達障害等に係る先進的な総合拠点の整備と併せ、全県的な支援体制の構築を推進するため、「子どもの心のケアに係る総合拠点(仮称)開設準備委員会(以下、「開設準備委員会」という。)」を設置する。

(協議事項)

第2条 開設準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 各医療機関等の特色・専門性を活かした医療ネットワークの構築に関する事
- (2) 適切な入所(通所)・入院の基準づくりに関する事
- (3) 発達障害等に係る関係機関の連携体制の構築に関する事
- (4) その他必要事項

(委員)

第3条 開設準備委員会の委員は別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 開設準備委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、開設準備委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 開設準備委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 開設準備委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、開設準備委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 開設準備委員会は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループに属すべき委員は、委員長が必要と認める者をもって充てる。
- 3 前条の規定は、ワーキンググループについて準用する。

(庶務)

第6条 開設準備委員会及びワーキンググループの庶務は、山梨県福祉保健部子どもの心のケア総合拠点整備室において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるほか、開設準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長から開設準備委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月25日から施行する。